

# 議員提出第1号議案

## 島根県議会会議規則の一部を改正する規則

### 1 提案理由

地方自治法の改正等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

### 2 規則の概要

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">〔昭和34年4月7日 島根県議会告示第2号〕</p> <p>目次 第1章～第16章 〔略〕 第17章 補則(第120条の2—第121条) 附則</p> <p>第1条 〔略〕</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産(配偶者の出産を含む。)、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第3条～第8条 〔略〕</p> <p>(会議時間)</p> <p>第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。_____</p> <p>_____</p> <p>2 議長は、必要があると認める場合は、<u>会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、議長は、<u>会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会</u></p>	<p>目次 第1章～第16章 〔略〕 第17章 補則(第121条) 附則</p> <p>第1条 〔略〕</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産_____、育児、介護_____その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第3条～第8条 〔略〕</p> <p>(会議時間)</p> <p>第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。<u>ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰り上げ、又は延長することができる。</u></p> <p>2 <u>会議時間の繰り上げ又は延長の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p> <p>〔新設〕</p>

議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

4 〔略〕

第 10 条～第 28 条 〔略〕

(開票及び投票の効力)

第 29 条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による交付に関し必要な事項は、議長が定める。

第 30 条～第 81 条の 2 〔略〕

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第 10 条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 114 条第 1 項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

第 11 条～第 18 条 〔略〕

(日程の作成及び配布)

第 19 条 議長は、開議の日時及び議事の順序等を記載した議事日程を定め、議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

第 20 条～第 25 条 〔略〕

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第 26 条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 〔略〕

第 27 条・第 28 条 〔略〕

(開票及び投票の効力)

第 29 条 〔略〕

2・3 〔略〕

〔新設〕

第 30 条～第 33 条 〔略〕

(選挙関係書類の保存)

第 34 条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第 35 条～第 39 条 〔略〕

(委員長及び少数意見の報告)

第 40 条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告する。

2 第 74 条第 2 項の規定による手続を行

<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 82 条 第 25 条から第 31 条まで、<u>第 33 条及び第 34 条</u>の規定は、記名投票又は無記名投票を行う場合に準用する。</p> <p>第 83 条～第 91 条の 8 [略]</p> <p>(指定者以外の退場)</p> <p>第 92 条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場<u>及び傍聴席</u>の外に退去させなければならない。</p> <p>第 93 条～第 98 条 [略]</p> <p>(資格決定の通知)</p> <p>第 99 条 <u>法第 127 条第 3 項において準用する法第 118 条第 6 項の規定による交付に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>第 100 条 [略]</p> <p>(携帯品)</p> <p>第 101 条 議場に入る者は、帽子、コート、<u>マフラー、傘</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病</p>	<p>った者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が 2 個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。</p> <p>3 前 2 項の報告は、議会の議決により、又は議長において委員会の報告書若しくは少数意見報告書を配布し、若しくは朗読したときは、省略することができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>第 41 条～第 81 条の 2 [略]</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第 82 条 第 25 条から第 31 条まで<u>及び第 33 条</u>の規定は、記名投票又は無記名投票を行う場合に準用する。</p> <p>第 83 条～第 86 条の 2 [略]</p> <p>(請願文書表)</p> <p>第 87 条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第 88 条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第 89 条～第 91 条の 8 [略]</p> <p>(指定者以外の退場)</p> <p>第 92 条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場<u>_____</u>の外に退去させなければならない。</p> <p>第 93 条～第 98 条 [略]</p> <p>第 99 条 <u>削除</u></p> <p>第 100 条 [略]</p> <p>(携帯品)</p> <p>第 101 条 議場に入る者は、帽子、<u>外とう、えり巻、つえ、かさ</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病</p>
--	---

気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

第 102 条～第 120 条　〔略〕

## 第 17 章　補則

（電子情報処理組織による通知等）

第 120 条の 2　議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2　議会等が行う通知のうちこの規則において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3　前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4　第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記

気その他の理由により議長の許可を得たときは

\_\_\_\_\_、この限りでない。

第 102 条～第 115 条　〔略〕

（会議録の配布）

第 116 条　会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

第 117 条～第 120 条　〔略〕

## 第 17 章　補則

〔新設〕

録がされた時(第 19 条、第 40 条第 3 項、第 87 条第 1 項、第 88 条第 1 項及び第 116 条の規定による議員に対する配布にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該配布を受ける者が当該配布をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第 3 項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第 6 項の規定により前 2 項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第 120 条の 3 この規則(第 26 条第 1 項

[新設]

<p><u>(第 82 条において準用する場合を含む。)</u>を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</p> <p>第 121 条 〔略〕</p> <p>附 則 〔略〕</p> <p>別表 〔略〕</p>	<p>第 121 条 〔略〕</p> <p>附 則 〔略〕</p> <p>別表 〔略〕</p>
<p>3 施行期日</p> <p>令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p>	